

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

第2準備書面

2021（令和3）年1月8日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

原告ら代理人弁護士 倉重 都

ほか



第1 はじめに

被告は、準備書面（3）において、本件不利益取扱いについて、以下の3つの理由を主張して、不法行為の成立を否定している。

- ① 被告には「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務はない。
- ② 被告が実施した本件入学者選抜には性別による不当な差別的取り扱いが認められない（性別を理由とする判定基準を設けたことは、被告の教育方針を実現するため必要最小限度の合理的手段であった）。
- ③ 不法行為の構成（募集行為も含む入学者選抜手続全体を一つの不法行為とすること）、被侵害利益、損害、因果関係についての原告らの主張が失当である。

①については、原告らが第1準備書面の第2（3～14頁）で既に主張したとおり、被告には「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務がある。

③は、②を前提とした主張なので、主に②について反論した後、③の被侵害利益に対する被告の主張について反論する。

第2 ②の主張に対する反論

1 入学者選抜について私立大学の有する裁量について

（1）被告の主張

被告は、「私立大学にとって国立大学と異なり、構成員受け入れ判断に際し、財政的基盤の存在が裏付けとなる大学の施設利用や管理運営上の制約も、重要な考慮要素となるものである。」（準備書面（3）7頁）、「上記私立大学入試の特性に加え、将来、・・・当該私立大学医学部を起点とする研究・医療の担い手となる可能性のある構成員としての素質を有する者を選別するために実施するという特性もある。」（同書面8頁）などと、私立大学の入試の特性（国立大学との違い）や私立大学医学部入試の特性を挙げ、定員管理と大学施設等に対する経営資源配分に係る判断は、私立

大学における高度の裁量事項であると主張する。

(2) 私立大学の有する裁量の限界

たしかに、私立大学は、その建学の精神や学風等の事情から、入学者選抜における採点基準等の採用、実施等（被告のいうところの定員管理と大学施設等に対する経営資源配分に係る判断）について裁量は認められている。

しかし、憲法等の私人間効力については間接適用説が判例・通説である。私人間において社会的に許容しうる限度を超える人権侵害があった場合には民法90条や民法709条、民法2条に憲法の趣旨を取り込んで解釈、適用することによって、私人間の法律関係、行為の効力を規律するのである。

私立大学は、高度に公の性質を有するものであり（教育基本法第6条第1項、同第2項）、入学者選抜の実施等について裁量があるとしても、憲法やこれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務がある。

入学者選抜について、学校教育法の定める大学設置基準は、「公正かつ妥当な方法」により、適切な体制を整えて行う旨を定めているのであるから、私立大学にも「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を実施する公法上の義務がある（学校教育法3条、大学設置基準第2条の2。詳細は原告第1準備書面の第2～4頁）。

そして、入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」には、個人がその性別にかかわらず私立大学の入学者選抜において（合否判定を含めた）同一の試験を受ける権利、すなわち性別を理由として差別されない権利を保障されるという意味が含まれている（憲法13条、14条1項、26条1項、教育基本法4条1項学校教育法3条、大学設置基準第2条の2。詳細は原告第1準備書面の第2～3～14頁）。

入学者選抜について私立大学の有する裁量は、性別を理由に差別することを許容するものではなく、あくまで憲法及びこれを受けた公法上の諸規定からくる限界を有するものである。

したがって、私立大学が入学者選抜の実施において、性別を理由とした差別をした場合には、その行為は当該私立大学の裁量の範囲を逸脱した行為であり、不法行為法上違法であるとの評価を免れないのである。

2 本件不利益取扱いについて

(1) 被告の主張

上記1(1)のとおり、被告は定員管理と大学施設等に対する経営資源配分に係る判断について、高度の裁量権を有することを前提とし、本件不利益取扱いについて、「実際の女子入学者の予測が困難な状況下において、

現状における女子寮収容能力を前提に、性別を理由とする判定基準を設けたことは、学是に基づき一年次全寮制とする被告の教育方針を実現するため必要最小限度の合理的手段であったことは明白である。被告が女子学生の増加に伴い順次女子寮の増設を重ねながら、その間の入室推移が結果としてほぼ満室に近い状況であったこと（乙19）に照らすと、被告が実施した入学者選抜における判定基準は、結果的にも必要最小限度のものであったと考えられる。以上によれば、被告が実施した入学者選抜は合理的なものであって不当な差別的取り扱いがなされていないことは明白である。」と主張する（同書面13頁）。被告は、本件不利益取扱いの事実は認めつつ、本件不利益取扱いは私立大学が有する裁量の範囲内の必要最小限度の合理的手段であり、違法とはならない、と主張する。

(2) 本件不利益取扱いが違法であること

ア そもそも女子寮収容能力は本件不利益取扱いを正当化する理由にならないこと

上記1(2)で述べたとおり、私立大学が入学者選抜の実施において、性別を理由とした差別をした場合には、その行為は当該私立大学の裁量の範囲を逸脱した行為なのである。

群馬大学事件判決（東京高裁平成19年3月29日判決）も「入学試験における合否の判定に当たり、憲法及び法令に反する判定基準、例えば、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には、それは、本件入試の目的である・・・医師としての資質、学力の有無とは直接関係のない事柄によって合否の判定が左右されたことが明らかであるということになり（いわゆる他事考慮）、原則として、国立大学に与えられた裁量権を逸脱、濫用したものと判断するが相当である。」と述べる。この判旨は、国公立大学であると私立大学であるとを問わず通用すべきものである（同判決についての判例時報2033号150頁）。

そこで、本件不利益取扱いについてみると、一定順位以下の受験生について、男性受験生よりも女性受験生に厳しい合格基準を設定したというものであり、まさしく性別を理由にして行われたことが明白な場合である。被告は、医師としての資質、学力の有無と無関係に、受験生の合否判定を行っており、女子寮収容能力などは、本件不利益取扱いを正当化する理由になり得ない。

本件不利益取扱いは、被告の有する裁量の範囲を逸脱したものである。

しかも、次に述べるとおり、本件不利益取扱いは、女子寮収容能力を理由とするものではない。

イ 本件不利益取扱いは女子寮収容能力を理由とするものではないこと

(ア) 被告が合格者選考等において、女子寮の収容人数を具体的な考慮要素として検討したことがないこと。

被告は、本件不利益取扱いをした入学者選抜における合格者選考会議又は教授会において、女子寮の収容人数を具体的な考慮要素として検討したことはない(平成29年度、平成30年度の入学者選抜については甲4 48～49頁。「過去30年間における啓心寮の収容人数の変遷及び医学部一年生の女子学生の入寮人数の変遷につき順大から資料提供を受けてこれを検証したところ、・・・女子寮の収容人数が大きく増加した時期が複数回確認される一方で、女子寮の収容人数に連動したと理解し得る医学部女子学生の合格者数の増員は確認できなかった。・・・上記各不利益取扱いが行われた入試種別の合格者選考会議又は教授会において、女子寮の収容人数が具体的な考慮要素として説明され、格別に審議された様子も認められないし、学生募集要項の記載等により医学部女子学生の定員が女子寮の収容人数と関連して変動し得る旨を判別し得る状況にもない。以上からすれば、女子寮の収容人数の制限が医学部女子学生に対する不利益取扱いの理由である旨の説明によって合否判定基準に基づく女性への不利益取扱いの合理的理由があるものとは解し得ない。」(下線部は原告ら代理人が付した。)平成25年度から平成28年度の入学者選抜については甲13 5～6頁。)

女子寮収容能力を前提に、性別を理由とする判定基準(本件不利益取扱い)を設けたというのであれば、合格者選考会議等において、女子寮収容人数と合格者数の検討が行われるはずなのに行われていないのである。このことは、被告が本件不利益取扱いをした理由が、女子寮収容能力ではないということを示している。

(イ) 被告の受験生募集の方法

被告は受験生を男女の区別なく募集人数のみを示して募集している(甲4 6～7頁、甲4 48～49頁の上記引用下線部、甲13 3～5頁)。このような方法で受験生を募集した以上は、「公正かつ妥当な方法」、すなわち、性別によって合否判定基準を変える等の差別をせずに入学者選抜を実施する義務がある。

また、真に、被告が「実際の女子入学者の予測が困難な状況下において、現状における女子寮収容能力を前提に」受験生を募集する必要があったのであれば、女子寮収容能力に言及する等して「女子●名」と明示して募集するのが合理的である。受験生にとっても、被告にとっても合格者数、入学者数の予測ができるからである(但し、仮にこのような募

集をしたとしても正当化する理由にならない（上記（２）ア）。

にもかかわらず、被告は、性別の区別なく募集人数のみを示して募集しているのである。

この事実は、被告が本件不利益取扱いをした理由が、女子寮収容能力ではないということを示している。

（ウ）本件不利益取扱いの方法

被告は本件入学者選抜における合否判定において、受験生が何も知らないところで本件不利益取扱いをしている。その方法は、一次試験（学力試験）の偏差値順位に基づく序列を作り、一定の順位以下の各序列内において、男性受験者と比較して、女性受験者に一律に厳しい合格判定基準を設定した、というものである（平成２９年度、平成３０年度の一般Ａ方式の一次試験及び二次試験、一般Ｂ方式、センター独自併用方式、センター利用方式の二次試験（甲４ １４～４１頁）、及び、平成２５年度から平成２８年度の一般入試方式の一次試験及び二次試験、センター独自併用方式、センター利用方式の二次試験（甲１３ ５頁））。

その方法によって、本件不利益取扱いをされた受験生は、試験で本来獲得したはずの順位を下げられ、場合によっては合否の結論を変更されることになった。実際に、原告５の平成２４年度一般入試一次試験、原告６の平成２９年度一般Ａ方式一次試験は、試験結果で判定されれば合格だったはずが、本件不利益取扱いによって不合格の判定となったのである。

この判定方法は、本来合格できるはずの女性受験生の順位を奪って、合格できないようにする方法である。そして、こうした合否判定基準が募集要項等で開示されたことは一度もない。

こうした本件不利益取扱いの方法から考えると、被告が本件不利益取扱いをした理由は、女子寮収容能力ではなく、社会的に許容されず、開示できない「女性合格者を減らす」という性別による差別目的であったことを示している。

（エ）女子受験生に対する不利益取扱いは長年にわたって秘密に行われてきたこと。

本件不利益取扱いは、遅くとも２００８（平成２０）年度から始まっていた（甲５）。本件不利益取扱いが社会に発覚する２０１８（平成３０）年度まで、被告がこの不利益取扱いを募集要項等において開示したことはない。

上記イで述べたとおり、本件不利益取扱いの理由が女子寮収容能力

にあるなら、その旨（せめて募集人数の男女区別）を募集要項等に開示するのが自然かつ合理的である。それを、11年度もの長期間、受験生に秘密にして、本件不利益取扱いを実施してきたのである。

この事実は、被告が本件不利益取扱いをした理由が、女子寮収容能力ではなく、社会的に許容されず、開示できない「女性合格者を減らす」という性別による差別目的であったことを示している。

(オ) 本件不利益取扱いの本当の目的

上記(ア)～(エ)の事実から考えると、女子寮収容能力を理由として本件不利益取扱いをした」との被告の主張は、本件の問題が社会に発覚した後に初めて主張された後付けの理由に過ぎず、事実ではなく、本件不利益取扱いを正当化するものとはなり得ない。

ウ 本件不利益取扱いの評価

被告の主張する女子寮収容能力は、本件不利益取扱いを正当化する理由になり得ない。しかも、本件不利益取扱いの本当の目的は、女子寮収容能力ではなく、「本来の試験結果で判定する場合よりも女子合格者を少なくする」という差別目的であったことは明らかである。そして、その方法も、長期間にわたり、受験生に一切秘密にして行い、合否結果も変更してきたという悪質なものである。

以上から、本件不利益取扱いは、大学の入学者選抜において、性別を理由として差別されない権利を保障している憲法13条、14条1項等に反するものであって、私立大学として有する裁量の範囲を逸脱した違法なものであり、不法行為法上違法の評価を免れない。

第3 ③について

被告は、原告らの主張する被侵害利益のうち、人格権について、女性としての人格権というのは余りに抽象的であって、賠償を義務付けるほどの具体的な被侵害利益として認められないと主張する。

しかし、原告らは、人格権の内容として、「男性と同一の入学者選抜を受ける権利」、「女性差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利」、「男性と同一の試験や同一の教育を受ける権利」等とその具体的内容を主張している（第1準備書面 18～19頁）。被告の主張は失当である。

以上